

【被扶養者【認定】申請 添付書類確認表】

1. 本表は一般的な事例を前提としているため、**申請内容等により追加書類の提出が必要となる場合があります。**

- ※**全ての項目（Ⅰ～Ⅴ）を確認の上、該当する書類を提出して下さい。不足書類がある場合は、申請書類を事業主（会社）へ返送します。（任意継続被保険者は直接、返送します）**
- ※**「被扶養者（認定・取消）申請書」、「健康保険被扶養者認定対象者現況届」、「添付書類」の提出先は事業主（会社）となります。（事業主を経由してジェイティ健保へ送付されます）**
（任意継続被保険者は、直接ジェイティ健保へ提出して下さい）

2. 「被保険者」「認定対象者」の双方、または、いずれか片方が、外国籍である場合や日本国内に住所を有しない場合等の理由により、ジェイティ健康保険組合が必要とする確認書類（続柄および世帯関係、収入関係、生計維持関係等）について、日本国で発行する公的証明書等の添付が困難な場合は、自国または在住国において発行する「確認書類に相当する公的証明書」を添付して下さい。（注）書類が外国語で作成されたものである場合は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

3. **【原本】と表示してある書類は原本厳守、【写し限定】の書類は写し厳守をお願いします。●【原本】と表示していない書類は、すべて【写し】を添付して下さい。**

I 続柄および世帯関係の証明書類

2022年5月現在

認定対象者の状況		添付書類		備考
認定対象者の続柄が以下の①②いずれかに該当する	はい	どちらか	戸籍謄本 (または戸籍全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請日より3ヶ月以内に発行されたもの 認定対象者自身が記載されているもので、被保険者との続柄関係が確認できる状態のもの 【例】父母を認定申請する場合で被保険者本人を筆頭者とする戸籍が別に編成されているときは、被保険者本人の戸籍謄本と父母の戸籍謄本を提出する 申請理由が「被保険者の婚姻」による場合、婚姻日が確認できる状態のもの（婚姻届受理証明書の代用可） 被保険者の内縁の配偶者を認定申請する場合は、被保険者本人と内縁の配偶者、それぞれの戸籍謄本 申請理由が「被保険者の実子出生」の場合、出生届受理証明書または母子手帳（出生届出済のページ）の代用可 注）いずれの場合も、被保険者との続柄と出生子の生年月日が確認できるもの（医師証明の出産証明書は不可）
			住民票	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請日より3ヶ月以内に発行されたもの 認定対象者の属する世帯全員が記載されているもので、被保険者との続柄、筆頭者等、証明事項がすべて確認できる状態のもの 申請理由が「婚姻」の場合、「住民票」は婚姻日の確認ができないため不可（婚姻日が確認できる入籍後の戸籍謄本（または戸籍全部事項証明書）、もしくは婚姻届受理証明書を添付して下さい） 住民票に記載のない外国人は、住民票に代えて、外国人登録済証明書を添付して下さい
① 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹であって主として被保険者により生計維持されている方	はい	すべて	・戸籍謄本 (または戸籍全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請日より3ヶ月以内に発行されたもの 認定対象者自身の戸籍謄本（または戸籍全部事項証明書） 住民票は、被保険者と認定対象者が同一住所で別世帯登録している場合は、被保険者の属する世帯と認定対象者の属する世帯、それぞれの世帯全員が記載されているもので、続柄、筆頭者等、証明項目がすべて確認できる状態のもの 住民票に記載のない外国人は、住民票にかえて外国人登録済証明書を添付して下さい
② 被保険者の三親等内の親族で、上記①に該当する方以外であり被保険者と同一世帯に属し、主として被保険者により生計維持されている方			・住民票	

II 収入関係の証明書類

認定対象者の状況		添付書類		備考
年齢	16歳以上	すべて	所得証明書【原本】 ※収入の有無に関わらず提出が必須	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請日より3ヶ月以内に発行されたもの 認定申請時点で発行可能な、直近の収入を証明したもの 学生（または生徒）である場合や無職・無収入である場合にかかわらず必要 （在学証明書、学生証、源泉徴収票、民生委員の発行する無職無収入証明等は不可） 所得証明書に収入（所得）が記載されている場合は、当該収入（所得）について証明書類が必要 【例】給与と所得の記載有り ⇒ 当該所得の給与と所得の源泉徴収票 年金所得の記載有り ⇒ 当該所得の年金所得の源泉徴収票 営業所得の記載有り ⇒ 確定申告書および収支内訳書（青色申告決算書）
	16歳未満		※ 認定対象者が16歳未満である場合に限り省略可	

【II-1 認定申請対象者に収入ありの場合】

収入の種類	給与収入等がある ※パート・アルバイト収入を含む	すべて	給与支払（見込）証明書【原本】 ※書式例はこちら	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先事業主が記載・発行した給与支払（見込）証明書 事実発生日（例：勤務条件変更等）より向こう一年間の収入見込額を証明したもの （例、2020年2月の事実発生日の場合、証明期間は、2020年2月～2021年2月 までの1年間） 就業開始日（勤務条件変更等で認定対象者の年間収入見込額が減少したことによる認定申請の場合は、条件が変更となった日）や、労働条件等が確認できる状態のもの 就業開始日や勤務条件（勤務条件変更等により収入が減少したことを事由とし申請する場合は、勤務条件変更日、新・旧勤務条件）等が明記されたもの 「給与支払（見込）証明書」にかえて、事業主と交わした「雇用契約書」等の写しによる提出も可とするが、この場合も就業開始日、勤務条件変更日、新・旧勤務条件等が明確に確認できる状態のもので、ジェイティ健保において、事実発生日（例：勤務開始日・勤務条件変更等）より向こう一年間の給与支払（見込）額の推計が算定できる状態のもの 事実発生日（例：勤務条件変更等）より向こう一年間の証明期間が認定申請月に至らない場合は、「事実発生日から認定申請月の前月までの給与支払証明書」および「認定申請日から向こう一年間の給与支払（見込）証明」を添付（この場合は「雇用契約書」等の写しは不可）
	事業（営業等、農業）収入、不動産収入、雑収入（公的年金等を除く）等がある（あった）	すべて	・確定申告書 (または、市（区町村）民税・県民税申告書) ・収支内訳書 (または、青色申告決算書 以下「収支内訳書」という)	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請を行う時点で届出が終了している直近年分のもので、税務署等の届出先受付印が押印されているもの 配当収入または利子収入のみである場合に限り、収支内訳書は不要 ※注）「自営業者」「個人事業主」「フリーランス」等の職業の場合、直近年の確定申告書類の他に、向こう1年間の収入見込が確認できるもの、および「個人事業の開業・廃業等届出書」または「事務所事業所 新設・廃止申告書」等、税務署等の届出先の受付印が押印されているものが必要
	雇用保険（失業給付）を受給中である	すべて	・雇用保険受給資格者証【写し限定】 ・「雇用保険受給額推計」申立書【原本】 (適3-4) ※書式例はこちら	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付されます 「雇用保険被保険者離職票-1および-2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます 受給中の場合、雇用保険受給資格者証に「支給記録」が表示されているので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付して下さい
	年金関係書類 遺族年金、障害年金、恩給、企業年金個人年金等、名称に関わらず、年金として受けているもの全てが対象	いずれか	年金決定（裁定）通知書 ※年金証書【写し限定】	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書を提出日の属する年、または提出日の属する年の前年から受給開始の年金がある場合に添付 【例】令和2年中に認定申請を行う場合 ・令和2年中に受給を開始した年金がある方 ・平成元年中に受給を開始した年金がある方 複数の年金の受給を開始した（している）場合は、年金毎に必要な
			・直近の年金改定通知書 または ・直近の年金振込通知書	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請時の直近の通知（最新のもの）とする 複数の年金を受給している場合は、年金毎に必要な
			公的年金等の源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書を提出する日の属する年の前々年以前より引き続き年金を受給している場合に添付 「公的年金等の源泉徴収票」添付例 【例】令和2年中に認定申請を行う場合 前々年（平成30年）以前より年金を受給の方は、令和元年分の公的年金等の源泉徴収票を添付 複数の年金を受給している場合は、年金毎に必要な 非課税年金（障害年金や遺族年金等）のみを受給している場合は、源泉徴収票が発行されないため不要とするが「年金決定（裁定）通知書」や「直近の年金改定通知書または直近の年金振込通知書」等を必ず添付
	どちらか	・保険給付決定支払通知書 ・保険給付金証明書	<ul style="list-style-type: none"> 給付元の保険者（健康保険組合等）が証明しているもの 	
	すべて	補償給付内容（受給額および受給期間）等を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署が発行するもの 	

【Ⅱ-2 認定申請対象者に収入なしの場合】

認定対象者の状況		添付書類	備考
雇用保険に加入していなかった	すべて	退職事項証明書【原本】 ※書式例はこちら	●「雇用保険未加入」について、退職した会社の事業主が証明したもの ●公務員であった場合は「退職辞令（写し）」を添付
雇用保険は受給しない ※受給要件不足を含む	お手元にある書類は（A）（B）のどちらですか	A) 雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書（被保険者通知用） 【写し限定】	●雇用保険に加入していた方が退職時に「失業給付の受給を希望しない」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
	いずれか該当する書類を添付	B) ・雇用保険被保険者 離職票－1・2【写し限定】 および ・「雇用保険受給に関する」申立書【原本】 （適3－⑤） ※書式例はこちら	●雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
雇用保険を受給する予定 ※これからハローワークで受給手続きを行う	すべて	・雇用保険被保険者 離職票－1・2【写し限定】 ・「雇用保険受給に関する」申立書【原本】 （適3－⑤） ※書式例はこちら	●雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
雇用保険を受給する（待機期間中）	すべて	・雇用保険受給資格者証【写し限定】 ・「雇用保険受給額推計」申立書【原本】 （適3－④） ※書式例はこちら	●雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます ●「雇用保険被保険者離職票－1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ●待機期間中の場合、雇用保険受給資格者証に「待機期間」と表示されるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付
雇用保険は受給期間延長の手続きをしている	お手元にある書類は（A）（B）のどちらですか	A) ・受給期間延長通知書【写し限定】 ・雇用保険被保険者 離職票－1・2【写し限定】 ・「雇用保険受給延長に関する」申立書【原本】 （適3－⑥） ※書式例はこちら	●受給期間延長通知書は、ハローワークで受給延長手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ●雇用保険被保険者離職票－1・2は、雇用保険に加入していた方が退職時に失業給付の受給を希望する旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付される「雇用保険被保険者離職票－1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます
	いずれか該当する書類を添付	B) ・受給期間延長通知書【写し限定】 ・雇用保険受給資格者証【写し限定】 ・「雇用保険受給延長に関する」申立書【原本】 （適3－⑥） ※書式例はこちら	●受給期間延長通知書は、ハローワークで受給延長手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ●雇用保険受給資格者証は、雇用保険に加入していた方が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付される「雇用保険被保険者離職票－1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ●受給延長中の場合、雇用保険受給資格者証に「受給延長」の表示がされるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付
雇用保険の受給が終了している	すべて	雇用保険受給資格者証【写し限定】	●雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付されます ●「雇用保険被保険者離職票－1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ●失業給付等の受給が終了している場合、雇用保険受給資格者証に「支給終了」と表示されるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付
事業を廃業した	いずれか	・個人事業の廃業届書 ・個人事業所の廃止届書 等	●当該事業等を終業したことが確認できる書類（税務署等の届出先受付印が押印されているもの）

Ⅲ 生計維持関係の書類

認定対象者の状況		添付書類	備考
認定対象者の生計は、被保険者が維持している	すべて	被保険者の給与所得の源泉徴収票	●認定対象者が「被保険者の16歳未満の子」の場合で、被保険者の配偶者にジェイティ健保の家族保険証が交付されている場合に限り省略可 ●認定申請書を提出する日の属する年の前年分を添付 【例】令和2年中に認定申請を行う場合は、前年である令和元年中の給与所得の源泉徴収票 ※被保険者が採用（入社）等により認定申請を行う場合は「給与所得の源泉徴収票」に替えて、事業主が証明する採用（入社）等から向こう一年間の「給与支払（見込）証明書【原本】」を添付 ※「給与支払（見込）証明書」【書式例参照】 ※書式例はこちら
認定対象者に給与収入がある（あった）	すべて	認定対象者の給与所得の源泉徴収票	●以下の①②③に該当する年の給与所得の源泉徴収票を添付する。 ※①②③の複数項に該当の場合は、その該当する年の給与所得の源泉徴収票をすべて添付する ①認定申請書を提出する日の属する年に給与収入があった場合は、その該当する年の源泉徴収票 【例】令和4年中に認定申請を行う場合、当年（令和4年）分の源泉徴収票 ②認定申請書を提出する日の属する年の前年に給与収入があった場合は、その該当する年の源泉徴収票 【例】令和4年中に認定申請を行う場合、前年（令和3年）分の源泉徴収票 ③認定申請書を提出する日の属する年の前々年に給与収入があった場合は、その該当する年の源泉徴収票 【例】令和4年中に認定申請を行う場合、前々年（令和2年）分の源泉徴収票
認定対象者が別居している	どちらか	・口座振込依頼書の控え ・現金書留の控え	●認定申請書を提出する日の属する月の前月より遡る連続する3ヶ月分の送金確認書類が必要 （注：通帳の写しや現金手渡し等の申し立ては不可となります） 【例】4月に認定申請を行う場合、3月、2月、1月の送金確認書類を添付 ※複数の別居する認定対象者が同一住所に在住しているため、認定対象者のうち代表となる者へ一括送金している場合は、一括送金の確認書類で可 【例】別居する父母の生計費を、父の口座へ振込している <特例> ※被保険者、別居する認定対象者の双方とも、日本国内に住民票がある場合 以下のいずれかに該当の場合は、送金証明を「在学証明書（原本）」に替えて提出は可 ①別居する認定対象者が16歳未満である場合 ②別居する認定対象者が被保険者の配偶者または実子（16歳以上）で学生である場合 ※被保険者・別居する認定対象者の双方または、いずれか片方が海外に在住し、日本国内に住所を有さず、住民票が無い者については、原則として被扶養者として認定出来ないが、国内居住要件の例外事項に該当する者については、その事実が確認できる書類（例.在学証明書等）と送金証明が必要となる
認定対象者が被保険者の配偶者および子以外の三親等内の親族であり、被保険者と同居し、かつ、認定対象者を扶養する義務のある方も同居している 【例】認定対象者が被保険者の父母（同居）被保険者と父母、兄弟姉妹が同居している	すべて	認定対象者を扶養する義務のある方の収入関係の確認書類	●認定対象者を扶養する義務のある方が、被保険者および認定対象者と同居している場合は、その扶養義務のある方の収入が確認できる書類を添付 （注）添付書類確認表【収入関係の証明書類 II-1（収入あり）およびII-2（収入なし）】の項目に該当する書類
被保険者の配偶者が、被扶養者になっていない ※認定対象者が「被保険者の配偶者」の場合を除く	すべて	配偶者の収入関係の確認書類	●被保険者の配偶者がジェイティ健保で被扶養者となっていない場合は、配偶者の収入が確認できる書類を添付 （注）添付書類確認表【収入関係の証明書類 II-1（収入あり）およびII-2（収入なし）】の項目に該当する書類 ※「夫婦共同扶養」の場合、配偶者の「源泉徴収票」の提出をお願いすることがあります ※収入関係書類で追加の確認が必要となる場合（例.向こう一年間の収入見込額の根拠が不明・分かりにくい等）には、追加書類を求める場合があります
認定対象者に配偶者がいる ※認定対象者が「被保険者の配偶者」の場合を除く	すべて	認定対象者の配偶者の収入関係の確認書類 ・申立書	●認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入が確認できる書類を添付 （注）添付書類確認表【収入関係の証明書類 II-1（収入あり）およびII-2（収入なし）】の項目に該当する書類 ●申立書は、被保険者が認定対象者の生計を維持しなければならない理由を詳細に記入したものである

IV 健康保険加入状況関係の書類

認定対象者の状況			添付書類	備考
健康 認定 保険 申請 の 直 加 入 の 状 況	国民 健康 保険	国民健康保険証が 手元にある	国民健康保険証【写し限定】	● お手元の「国民健康保険証」の写しを添付
		国民健康保険証は 市町村へ返却した	国民健康保険に関する加入状況の報告書【原本】	● 国民健康保険証を市町村へ返却済みで手元がない場合は、加入していた国民健康保険に関する加入状況報告書【原本】を添付 ※「国民健康保険加入状況報告書・同意書」【書式例参照】 ※書式例はこちら
	国民健康 保険以外 の 健康保険	被保険者(本人)として 加入していた(いる) ※任意継続の被保険者を含む 被扶養者(家族)として 加入していた(いる) ※任意継続の被扶養者を含む	健康保険資格喪失証明書 ※書式例はこちら	● 健康保険資格喪失証明書は、保険証を発行していた(いる)保険者が発行します ● 現在、健康保険に加入中の場合、被扶養者の認定申請は不可 (資格喪失の手続き完了後に認定申請を行ってください)

V その他の確認書類

認定対象者の状況		添付書類	備考
認定対象者が「身体障害者手帳」を持っている	すべて	身体障害者手帳	● 身体障害者手帳が交付されている場合は添付
認定対象者が16歳以上60歳未満で、 傷病等の理由により就労能力を失っている状態 での認定申請である	すべて	診断書【原本】	● 長期にわたる傷病等により就労能力を失っている状態にある場合は、医師の証明する診断書を添付